

# 教育訓練給付金の給付割合の上限引下げ法案

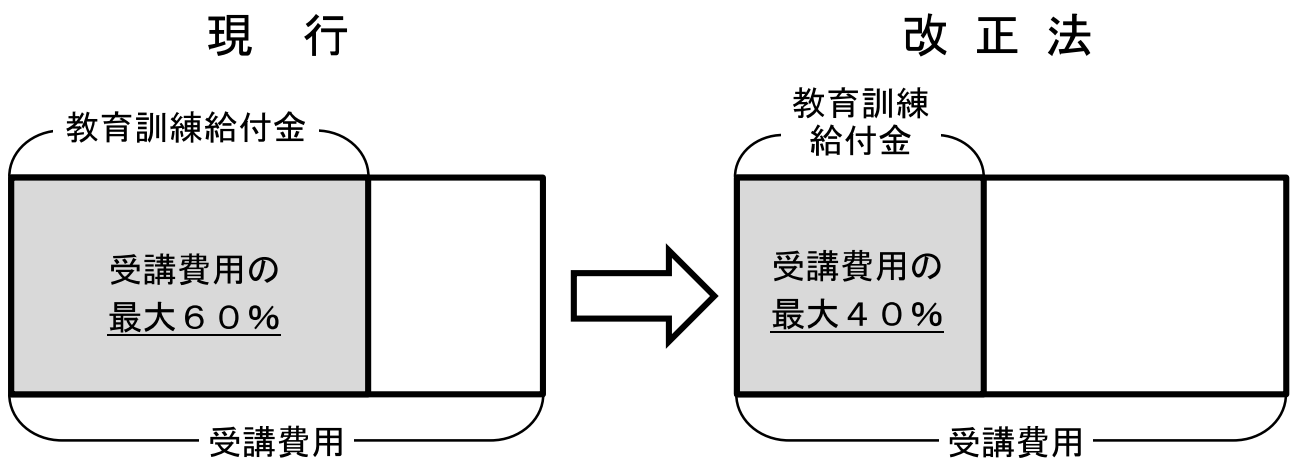
## 【雇用保険法の改正】

### <立法の背景・趣旨>

雇用保険の教育訓練給付金の給付割合の上限は、平成26年に受講費用の40%から60%に引き上げられたが、給付水準に見合った効果が得られているか不明確であり、漫然と多額の給付を行うことは問題である。

→ 教育訓練給付金の給付割合の上限を引き下げる必要がある。

教育訓練給付金の給付割合の上限を現行の「100分の60」から「100分の40」に引き下げる。



※教育訓練給付金…労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した場合、その教育訓練施設に本人が支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度